

みさと

農業委員会だより

美里町農業委員会

美里町木間塚字中央1番地
TEL 58-1214 FAX 58-1216

第23号

平成30年8月1日
発行



私たちが農業委員です。お気軽にご相談ください。

就任のごあいさつ

会長 伊藤 恵子

農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

平成三十年四月二十日、十六名の委員による新しい農業委員会がスタートいたしました。

改正農業委員会法施行に伴い、委員の選出方法は、公選制から町長が町議会の同意を得て任命する方法に改められました。町長より辞令をいただき、委員一同身が引き締まる思いです。

農業委員会は、農地法等に基づく許認可事務等これまでの業務に加え、農地等の利用の最適化の推進が義務業務として位置付けられました。

我国の農業・農村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。直面している諸課題に対応し、農地を守り活かす活動から、美里町の農業の振興と発展に努力をして参りたいと思います。

今後とも

町民皆様のお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

主な内容

農業委員紹介
平成30年度事業計画
農業委員会からのお知らせ
農地の権利移動等の状況

新しい農業委員を紹介します

任期は平成30年4月20日から平成33年4月19日まで

農業委員会等に関する法律の改正により、委員の選出方法が公選制から町長の任命制になりました。4月20日付で、議会の同意を得た16名に対して町長より辞令が交付され、新しい農業委員会がスタートしました。

また、同日、新体制による初の総会を開催し、会長、会長職務代理者や担任委員会などの構成を決定しました。

※掲載項目

氏名

行政区

所属委員会

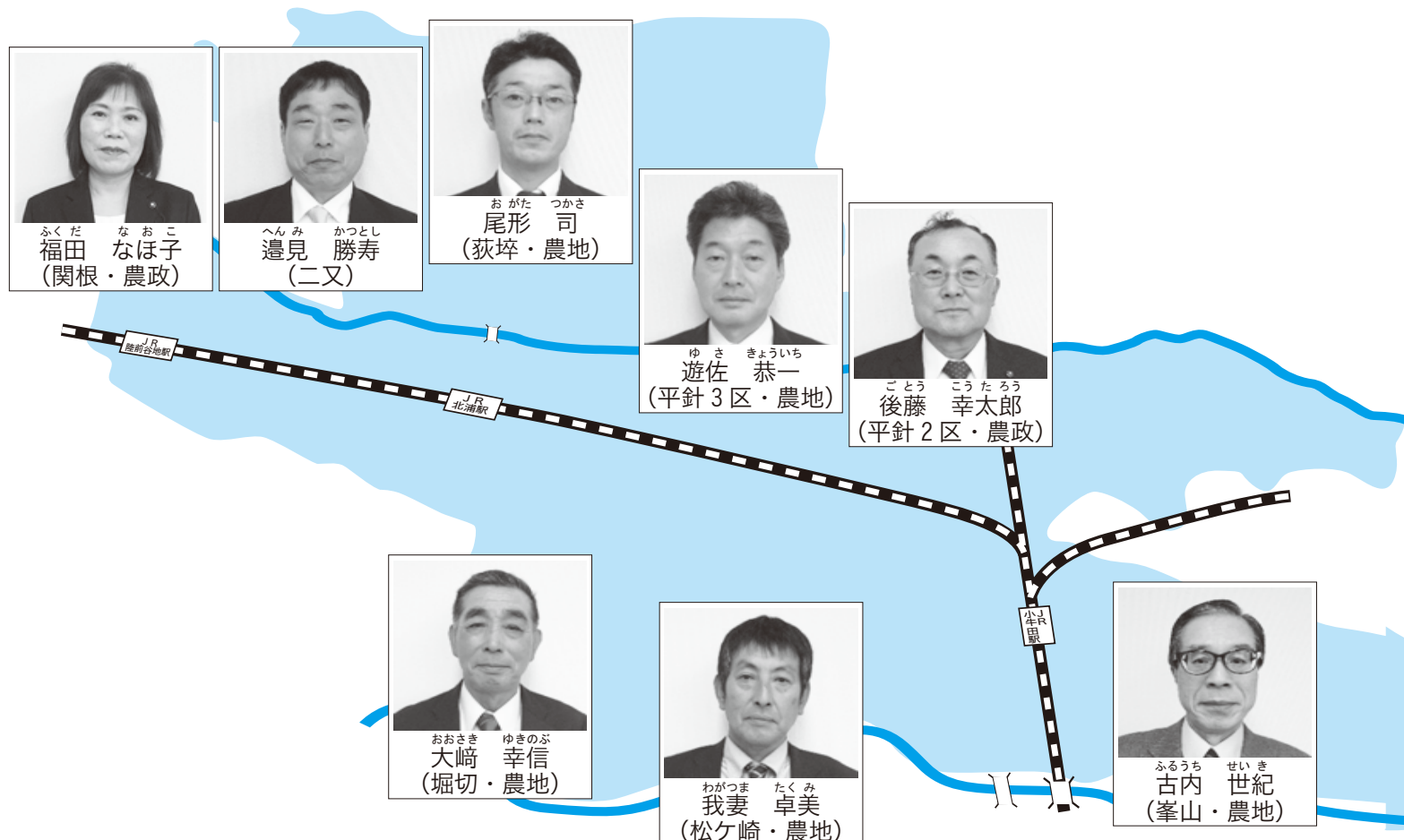


○ 会長	伊藤 恵子
○ 会長職務代理者	邊見 勝子
○ 農地委員長	遊佐 恭一
○ 副委員長	佐々木 裕一
○ 農政委員長	鈴木 幸博
○ 副委員長	久道 雄悦
○ 被害防止対策委員長	大友 重善
○ 副委員長	大崎 幸信

事務所の所在地

美里町南郷庁舎

美里町木間塚字中央1番地
電話58-1214



農家相談所開設

農業委員会では、農家の皆さんの悩み・疑問に応えるため、農業委員による農家相談を開催しています。農地や農業に関する相談がありましたら、お気軽においでください。

順番に対応しますので、お待ちいただく場合もあります。

開催日 8月6日(月)、9月5日(水)、10月22日(月)、11月5日(月)、11月20日(火)

時 間 午前9時から12時まで

場 所 南郷庁舎 農業委員会会長室

12月以降の開催日については、広報みさと及び次回の農業委員会だよりでお知らせします。

いた員
まだ会
まし長
した。活
。あ動
。りに
がごわ
と。たり
う。農
ご業
ざ委
い

三鈴高伊高佐渡
浦木橋藤橋藤邊
淳龍繁雄建 雅
子一廣一一清光
様様様様様様様

の任
方期
が満
退了
任に
さよ
れり
まし7
た。名

退任委員の紹介

平成三十年度 美里町農業委員会事業計画

五月二十五日開催の第六回総会において、今年度の事業計画が決定しました。

基本方針

大崎地域は、県内有数の農業地域として各種の振興策が展開されておりますが、農産物の価格低迷や飼料価格の高騰など、農業を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況が続いております。

農業委員会は、農地利用の最適化の推進を図りながら、農業・農村の所得向上を目指し、役割の重要性を認識し、農業者から評価される活動を着実に実践し、その責務を果たしていかなければなりません。

美里町農業委員会は「農業者の代表機関」として、農地の有効利用、担い手の育成・確保など地域農業課題への積極的な関与を図るとともに、組織活動の充実に努めて参ります。

このため今年度は、本町農業の更なる再生・発展に向け、関係機関・団体と連携を図りながら、下記の重点事項に取り組みます。



主な重点事項

- ① 農業委員会の組織体制整備
 - ② 農地等の利用の最適化の推進
 - ③ 優良農地の保全・転用等の効率利用の促進
 - ④ 農地中間管理事業活用推進
 - ⑤ 農地の相続等の届出に関する周知徹底
 - ⑥ 農業者年金制度の周知・加入推進
 - ⑦ 農業委員による相談業務の充実
 - ⑧ 情報提供活動の充実
- 「農地等の利用の最適化」とは
 ・ 担い手への農地利用の集積、集約化
 ・ 遊休農地の発生防止、解消
 ・ 新規参入の促進
 を図ることです。

非農家の目線で諸問題に取り組みます

農業委員 古内 世紀

この度、農業者以外の中立的立場として農業委員に選任されました。

ご承知のように、今農業は高齢化、後継者不足、遊休農地の増加、洋食化の進行と米需要の減少、輸入農産物の流入と競争の激化等の諸問題に直面しています。これらの解決に向け一歩でも前進すべく、農業委員会法や農地法等関係法令への理解を深め、先輩委員に学び連携し、中立委員としての役割を果たせるよう、美里町の農業の発展のため精進して参りたいと思います。

担い手への集積集約化に取り組みます

農業委員 我妻 卓美

美里町長から任命され、引き続き農業委員を務めさせていただくことになりました。

農業委員会組織の改革の目的は、農地等の利用の最適化の推進です。美里町では、集落営農組織の法人化が進み、昨年度は五つの集落営農組合が法人化されました。私も法人の構成員ですが、農地の集積、集約化の必要性を感じています。農地中間管理事業は、まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが期待できるため、農地中間管理事業活用の推進を図って参りたいと思います。



農業委員会からのお知らせ

定例総会

農業委員会総会では、農地の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定、農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定等を行っています。総会は毎月25日頃に開催します。どなたでも傍聴できます。また、議事録を美里町ホームページに掲載しています。

農地の売買・貸借・転用等は許可が必要です

- 農地を貸す・借りる・売る・買うとき
農地法第3条または農業経営基盤強化促進法による許可が必要です。
基盤法による売買の場合は、嘱託登記や譲渡所得の特別控除、不動産取得税の軽減措置等が受けられます。（農用地区域内の農地に限る）
- 農地を農地以外にするととき
農地に住宅を建てる等、農地以外の目的で使用するには、農地法第4条・第5条の許可が必要です。
農業振興地域の農用地区域等農地転用が原則できない場所もありますので、事前に農業委員会に事業計画等をご相談ください。
申請書等の受付締切日は毎月10日です。各申請の詳細は農業委員会事務局にお問合せください。

8月2日・3日 農地パトロール(利用状況調査)を実施します！

美里町農業委員会では、農地法に基づき、毎年、遊休農地の実態把握と解消、違反転用の早期発見・発生防止を図ることを目的として、農地パトロールを実施しています。調査の際は、農地に立ち入る場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。
調査の結果、遊休農地または遊休化のおそれのある農地を把握した場合には、その所有者等を対象に、今後の農地に対する意向調査を行い、農地の適正な利用や担い手への農地利用の集積・集約化に努めていきます。



農地の権利移動・設定・転用等状況

(平成29年4月から平成30年3月まで)

項 目		事 由	件数	面積 m ²
農地として利用 するための移動 （農地法第3条 許可）	所有権 移 転	売 買	20	55,639
		贈 与	8	71,616
		交 換	2	1,941
		小 計	30	129,196
	賃 貸 借 権 の 設 定		8	97,226
	使 用 賃 借 権 の 設 定		6	142,767
	合 計		44	369,189
農地法第18条通知（賃貸借等の解約）			89	681,605
農地として利用す るための移動 （農用地利用集積 計画）	利用権の設定（賃貸借）		109	917,632
	所有権移転（売 買）		43	204,263
	所有権移転（交 換）		2	2,180
	農 地 中 間 管 理 事 業		70	545,470
	合 計		224	1,669,545
農地の転用 （農地法第4・5条許可）		自 己 転 用	2	3,026
		権利移転を伴う転用	23	12,312
		合 計	25	15,338

農地を相続したら届出を

相続等により農地の権利を取得したときは、農地のある農業委員会へ届出が必要です。権利を取得したことが確認できる書類と印鑑をお持ちになって、農業委員会事務局で手続きをお願いします。

農地の相続登記はお早めに

相続登記を放置していると権利関係が複雑になり、農地を売りたい・貸したいと思ったときに、すぐに手続きができなくなる等、思わぬ不利益を受けることがあります。

農業者の未来を支える **農 業 者 年 金**

**女性の新規加入者が
増えています**

農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方はだれでも加入できます。

保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

少子高齢時代に強い年金です

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

終身年金で80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、ご遺族に死亡一時金が支給されます。

農業の担い手には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

7月から9月は農業者年金加入推進強化月間です。

農業委員がお宅に訪問した際は、お気軽にご相談ください。

詳しい内容や加入のお申込みは、農業委員会またはお近くのJAにお問い合わせください。



そろそろ準備を始めましょう

農業委員会では、昨年秋まで一部地域の農地を借り受けた方を対象に賃借料精算に係る支援をしてきましたが、今年の秋からは借受人が精算することになります。

農地を借り受けている方はそろそろ賃借料を精算する準備に入り、11月末日までに確実に貸付人に支払えるよう準備を始めてください。

収入保険制度もご存じですか

平成30年7月より、収入保険の加入申請受付が始まっています。

収入保険は、青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。ほぼすべての品目が対象で、さまざまな収入減少要因に対応した保険です。詳しくは下記へお問合せください。

問合先 農業共済組合大崎支所 ☎22-2141

編集後記

農業委員会制度の改正により、新体制となつて最初の委員会だよりの発行となります。

昭和四十四年度から開始された米の生産調整政策は、水田の休耕からはじまり、その後、転作作物への転換に重点を置いた政策となりました。

四十九年間にわたる国からの米の「生産数量目標」の配分がなくなり、平成三十年産米より「生産の目安」が示され、水田農業を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。

これからも多くの情報を皆様にお伝えして参りたいと思います。

編集委員長 後藤 幸太郎

発行責任者

会長 伊藤 恵子

農業委員会だより編集委員会

編集委員長 後藤 幸太郎

副委員長 小野 保裕

委員 邊見 勝寿

委員 大崎 幸信

委員 我妻 卓美

委員 古内 世紀